

三豊市監査委員告示第8号

平成22年度工事監査(随時)の結果に関する報告に基づき、措置を講じた旨の通知が三豊市長からあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成22年10月18日

三豊市監査委員 糸川 昇

三豊市監査委員 小林 照武

三総総 第 843 号
平成 22 年 10 月 1 日

三豊市監査委員 糸 川 昇 様
三豊市監査委員 小 林 照 武 様

三豊市長 横 山 忠 始

監査の結果に関する報告に基づく措置について(通知)

地方自治法(昭和 22 年法律 67 号)第 199 条第 12 項の規定により、平成 22 年度工事監査結果に関する報告(随時)に基づき別紙のとおり措置を講じましたので通知いたします。

監査の結果に関する報告に基づく措置（その1）

監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善検討事項)	措置の内容
<p>土地改良課</p>	<p>三豊市農村公園遊具修繕・更新・撤去工事（経済交付金事業）は、遊具という特殊性もあって3社見積りによる随意契約により締結している。本工事の予定価格の設定にあたっては、遊具の点検を受注しているA社だけの見積額を採用し、事前に提出された見積額に95%の率を乗じた金額をもって実施設計としている。1社だけの見積額によって予定価格設定の根拠となっているのは透明性、公平性に問題がある。</p> <p>また、追加工事の変更契約金額についても、当該請負業者の見積金額に請負比率を乗じた金額となっているが、本来なら実施設計作成時と同様に見積額に95%の率を乗じた上で更に請負比率を乗じるべきである。</p> <p>予定価格設定の根拠となる実施設計や変更契約等については、十分に検討を行い、透明性、公平性、競争性を高められたい。</p>	<p>設計にあたっては、ご指摘のとおり透明性、公平性、競争性を図るため、3社以上の見積書を徴収したうえで見積比較し、積算業務を行うことと致します。ただし、遊具の種類によってはメーカー独自の製品色が強く出るものもあり、それについては極力公平性、競争性に問題のないよう方法を考慮し、行うこととします。</p> <p>今回の追加工事の変更設計の考え方はご指摘のとおりであり、今後留意いたします。</p>

監査の結果に関する報告に基づく措置（その2）

監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善検討事項)	措置の内容
建設課	<p>平成21年度市道岡本比地大線道路維持工事において、三豊市土木請負工事設計変更指導基準（平成20年10月10日三豊市総務部長通知）が守られていない変更契約が締結されている。同基準によれば、「当初請負金額の30%を超える場合や当初契約した施工場所以外の場所での施工を追加する場合は、原則として設計変更により対応することはできない」となっている。今回の工事の変更請負契約は40.76%の増額となっており、かつ追加施工箇所も当初契約の工事場所と全く別の場所であることから、別件発注とすべきである。</p> <p>今後、工事請負変更契約にあたっては十分に内容審査を行い、三豊市土木請負工事設計変更指導基準を遵守されたい。</p>	<p>ご指摘の改善検討事項につきましては、今後は三豊市土木請負工事設計変更指導基準（平成20年10月10日三豊市総務部長通知）を遵守して、工事設計及び監督を十分に実施してまいります。</p>